

令和6年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 岩手県
農業委員会名： 田野畠村農業委員会

I 農業委員会の状況(令和6年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和5年11月27日

任期満了年月日 令和8年11月26日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	7	7
認定農業者	—	1
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	5	5	24

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	287
農業経営体数	185

※ 直近の「農林業センサス」又は
「農業構造動態調査」に基づいて
記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	264
女性	118
40代以下	52

※ 直近の「農林業センサス」又は
「農業構造動態調査」に基づいて
記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	13
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	2
農業参入法人	5
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	59	615				674

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	674 ha	398.72 ha	59.2 %
課題	農業従事者の減少や高齢化が進み、担い手の規模縮小、経営転換、離農若しくは遊休農地の増加の懸念がある。関係機関と連携を図りながら、集積率を維持・向上させる必要がある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和12 年度	集積率	60.5 %
今年度の新規集積面積	2.5 ha	農地面積(C)	674 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	401.2 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	59.5 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	4.427 ha	0.712 ha	3.715 ha
課題	中山間地域に多く点在し、集団化できる農地が少ないとから担い手への集積・集約化が図りにくい農地が多い。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1.34 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.27 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和5年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	7.66 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	令和7年3月までに、市町村農政担当課、農地バンク、JA等の関係機関へ遊休農地の解消方法に関する情報収集・意見交換を行い、地域計画(及び目標地図の素案)を踏まえつつ、各地域の基盤整備事業等の予定や利用意向調査結果等を踏まえ、令和7年3月までに遊休農地解消に向けた工程表を策定する。

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0 ha
---------------------------	--------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和3年度新規参入者		令和4年度新規参入者		令和5年度新規参入者	
	0	経営体	1	経営体	1	経営体
	0	ha	1.2	ha	8.4	ha
課題	過去3年間で2経営体の新規参入があり、それぞれ令和4年、令和5年に営農開始した。農業委員会では、新規就農等に関し相談を受けたケースはあるものの、新規参入に結び付かない場合がある。 (農地の相続、既存経営体の規模拡大及び法人の雇用を含まない。)					

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
	8.35 ha	4.02 ha	8.40 ha	6.93 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	0.69 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	7 人
		農地利用最適化推進委員の人数	5 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3回
-------------	----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月～9月	遊休農地の解消	農地利用状況調査の結果を精査し、新たに発生した遊休農地(緑区分等)等や相続等であっせん希望のあった農地も含め、耕作再開の促進及び貸借等に関する利用調整を行う。 並行して、地域計画の「目標地図」の素案づくりのため実施するアンケート調査に対し、回収しきれなかった分等について、補完調査を行う。
10月～11月	新規参入の促進	各担当地区において、将来その地域に新規参入者が現れた場合、農地を貸借又は所有権移転できるかどうか内諾を得るため、具体的な筆等の情報・意向を確認し、事務局と連携して内諾を得ることで、農地の集積につなげる。 並行して、地域計画の「目標地図」の素案づくりのため実施するアンケート調査に対し、回収しきれなかった分等について、補完調査を行う。
11月～2月	遊休農地の解消 農地の集積	農地利用状況調査の結果を精査し、新たに発生した遊休農地(緑区分等)等や相続等であっせん希望のあった農地も含め、耕作再開の促進及び貸借等に関する利用調整を行う。 並行して、地域計画の「目標地図」の素案づくりのため実施するアンケート調査に対し、回収しきれなかった分等について、補完調査を行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数		1回	
開催時期	通年(相談希望に応じて)	相談会名	宮古地方ワンストップ就農相談会、新農業人フェアinいわて若しくは村の就農相談打合せ会等
参加者数	1	開催場所	宮古地区合同庁舎、アイーナ、役場庁舎等
相談会の内容	管内への新規就農希望の相談に応じ、県、村農政担当課、農業委員会が一体となって総合的に相談を受け付け、農業委員は農地の利用調整及び状況提供等を通じて新規参入を促進する。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)